



SMBC経営懇話会

TEL:フリーダイヤル 0120-710-949  
FAX:(03)5255-5564  
URL:https://www.smbc-consulting.co.jp

【常識として押さえておきたい】

# 主な「圧縮記帳」の制度と経理処理の方法

税理士 平井 満広

**POINT**

1. 「圧縮記帳」とは、税務上の一定の要件を満たすことにより、「課税の繰延べ」が認められる特例制度です。法人税法上の圧縮記帳と租税特別措置法上の圧縮記帳があります。
2. ビジネスの常識として押さえておきたい圧縮記帳制度の概要と、経理処理について解説します。

## 1. 圧縮記帳とは

「圧縮記帳」とは、「国や地方公共団体等から受給した補助金や助成金」「災害に遭ったために支払われた損害保険金」「所有不動産の売却代金」といった一定の収入で固定資産を取得したときに、要件を満たせば「課税の繰延べ」が認められる制度です。

たとえば、500万円の補助金を受給して、機械装置を購入するケースで考えてみましょう。補助金は通常、税務上の益金となるので、税率30%とすると150万円(=500万円×30%)の税負担が発生します。もし、補助金全額を使ってしまうと、申告時の納税資金を別に確保する必要があるため、資金繰りが厳しくなります。

一方で、納税に備えて機械装置の購入代金を350万円(=500万円-150万円)に抑えると、補助金の給付目的である「産業育成や投資促進」の効果が十分に発揮されません。こうした課税上の弊害を解消するために設けられた制度が「圧縮記帳」です。

なお、圧縮記帳には法人税法で規定されているものと、租税特別措置法で規定されているものがあり、法人税法の圧縮記帳は「特別償却と重複適用」ができますが、租税特別措置法の圧縮記帳は「特別償却との選択適用(併用禁止)」となっています。参考までに、主な圧縮記帳制度の概要をまとめたものが下表です。

主な圧縮記帳	制度の概要	経理方法		法令等
		直接減額方式	積立金方式	
国庫補助金等の圧縮記帳	国や地方公共団体等から交付を受けた補助金や助成金等で、交付目的に適合した固定資産を取得等した場合に適用できる	○	○	法人税法
保険金等の圧縮記帳	火事による工場の消失、地震によるビルの倒壊等により受け取った保険金等で、代替資産を取得等した場合に適用できる	○	○	
交換の圧縮記帳	同一種類の固定資産を交換した場合に適用できる	○	×	
収用等の圧縮記帳	保有する土地を区画整理で自治体収用等された際に、受け取った補償金等で代替資産を取得等した場合に適用できる	○	○	租税特別措置法
換地処分等の圧縮記帳	保有する土地を区画整理で自治体収用等された際に、新しい土地を割り当てられた場合(換地処分)に適用できる	○	×	
買換え等の圧縮記帳	保有する固定資産を売却して、代替資産を取得等(買換え)した場合に適用できる	○	○	

(次頁に続く)

## 2. 圧縮記帳の経理方法

圧縮記帳を適用する場合は、「損金経理による直接減額方式」または「剰余金処分による積立金方式」のいずれかにより経理処理を行う必要があります。前頁の表に示したとおり、圧縮記帳の種類ごとに採用できる経理方法が定められています。圧縮記帳は、「減価償却費の一部を前倒して損金に算入する」という制度(課税の繰延べ)なので、どちらの経理方法を採用しても最終的に損金算入される金額は同じになります。

次の前提条件で、具体的な手続きを考えてみましょう。

- ・補助金の額：5,000,000円
- ・機械装置の購入金額：12,000,000円
- ・機械装置の償却方法：定額法
- ・機械装置の耐用年数：5年(償却率0.200)

### (1) 損金経理による直接減額方式

直接減額方式は、固定資産の実際の取得価額から、圧縮限度額相当額(固定資産の取得等に充てた補助金等の額)を損金経理により直接減額する方法です。

前提条件のケースだと、圧縮限度額500万円(補助金の額)を「圧縮損」として費用計上します(決算書では、損益計算書の特別損失に「固定資産圧縮損」として表示するのが一般的です)。

補助金受給額(雑収入)と同額の損金経理をすることで、補助金に対する法人税課税が一時的に繰り延べられることとなります。損金経理で処理するため、申告調整(当期純利益との差異を調整して課税所得を計算する申告書上の手続き)は必要ありません。

なお、機械装置の取得価額(会計上の簿価)は、実際の購入金額1,200万円から圧縮損500万円を差し引いた700万円となります。そのため、会計上の減価償却費も700万円をベースに計算します。

直接減額方式は、申告調整がなく、減価償却費も容易に計算できるなど「手続きが簡素」というメリットがあります。一方で、適用初年度に多額の費用損失が計上されてしまうため、「適正な利益が決算書に反映されない」といったデメリットもあります。

### (2) 剰余金処分による積立金方式

利益剰余金を処分して圧縮限度額相当額の積立金を積み立てる処理方法で、次の2つがあります。

- ① 「適用初年度の当期中(確定決算)」に積み立てる方法
- ② 「期末後から決算確定日までの間」に積み立てる方法

上記の前提条件のケースだと、当期末に圧縮限度額相当額500万円を「圧縮積立金」として剰余金処分計上します(決算書は、「株主資本等変動計算書」の「圧縮積立金の増加」と「繰越利益剰余金の減少」として表示します)。費用計上(損金経理)をしていないので、損益計算書の当期純利益は補助金500万円が含まれた金額となっています。そのため、申告調整により損金算入します。

なお、機械装置の取得価額(会計上の簿価)は実際の購入金額1,200万円のままなので、会計上の減価償却費も1,200万円をベースに計算します。一方で、償却限度額の基礎となる金額(税務上の簿価)は、圧縮記帳後の金額で考えるため、700万円をベースに計算します。

会計上の減価償却費と税務上の償却限度額との差異(償却超過額。前提条件の場合は年100万円)についても、毎年、申告調整します。さらに、一定の処理を毎年行うことで、最終的に圧縮積立金はゼロとなります。

積立金方式は、圧縮損を費用計上しないため「適正な利益が決算書に反映される」というメリットがありますが、申告調整や減価償却費の計算など「手続きが煩雑」というデメリットもあります。

## 法人税の経理処理など税務のことでお悩みの方へ

【SMBCコンサルティングのHP揭示情報】

SMBC 経営懇話会会員限定

無料経営相談: 東京と大阪の事務所に駐在する税理士が税務のご相談に応じます。

<東京> [東京の事務所でのご相談をご希望の方はこちらをご覧ください。](#)

[無料経営相談のご利用方法はコチラ](#)

<大阪> [大阪の事務所でのご相談をご希望の方はこちらをご覧ください。](#)

【本稿に関するご照会窓口】 SMBCコンサルティング・経営相談部 TEL:0120-874-809